

令和 4 年 11 月 9 日
筑 波 大 学

本学附属学校教諭の不正行為（盗用）に関する調査結果について

本学附属学校教諭が発表した論文 2 報について、盗用及び自己剽窃の疑いがある旨の外部からの告発を受け、本学では調査委員会を設置し調査を行いました。その結果、下記「調査結果」に示すとおり、不正行為（盗用）を認定しましたので公表します。

経緯・概要

- ・ 告発受理日：令和 3 年 11 月 26 日
- ・ 被告発者（告発を受けた者）：本学附属学校教諭 A（以下「教諭 A」）
- ・ 事案の種類：自己剽窃、盗用
- ・ 告発内容：
 - ① 教諭 A が著者である論文 A、論文 B において、論文 A が論文 B と同一のデータを引用無しに用いており、自己剽窃の疑いがある。
 - ② 論文 A、論文 B に掲載されたアンケートは、ある一般社団法人が 2012 年より継続して使用しているアンケートと、偶然とは考えられない類似性が認められ、盗用の疑いがある。

調査体制・経緯

令和 4 年 1 月 17 日付けで予備調査結果がとりまとめられ、研究公正委員会に報告された。令和 4 年 2 月 22 日に第 34 回研究公正委員会を開催し、予備調査結果を踏まえ協議した結果、調査委員会を設置し、本調査を行うことを決定した。

その後、調査委員会委員の人選及び事務手続き等を経て、令和 4 年 5 月 20 日に調査委員会を設置、調査を開始し、令和 4 年 9 月 2 日に調査結果をとりまとめた。

調査期間

令和 4 年 5 月 20 日～令和 4 年 9 月 2 日（106 日間）

調査方法・手順

告発において指摘のあったデータやアンケートに加えて、予備調査で新たに指摘された不正行為（図・資料の盗用の疑い）を含め、関連資料の検討や被告発者からヒアリングにより事実確認を行った。

調査委員会の構成

委員長 歳森 敦（筑波大学図書館情報メディア系長）
熊谷 恵子（筑波大学附属学校教育局・教授）
木村 守（東京学芸大学人文社会科学系アジア言語・文化研究分野・教授）
遊馬 智美（お茶の水女子大学附属高等学校・教諭）
内田 智宏（内田法律事務所・弁護士）

調査結果

- ・認定した不正行為の種別：盗用
- ・不正行為に関与したと認定した研究者：教諭 A
- ・不正行為の具体的な内容
 - ① 論文 A および論文 B に掲載されたアンケートは、ある一般社団法人が作成・使用しているアンケートを改変して使用したものであるにもかかわらず、出典を記載していない。
 - ② 論文 A の図（一点）は、他者の著書中の図と同一であるにもかかわらず、当該著作を参考文献としてのみ掲載し、図や関係する本文では引用元を明記していない。
 - ③ 論文 A に掲載された資料（一点）は、他者の著書の一部（2 頁）を複製したものであるにもかかわらず、当該著作を参考文献としてのみ掲載し、資料や関係する本文では引用元を明記していない。

不正行為への経費支出について

論文 A ならびに論文 B ともに、論文投稿料・出版費用等への公的経費・外部資金による支出は認められなかった。なお、論文 B の研究は、公益財団法人より助成金 300,000 円の交付を受けたものであった。

調査を踏まえた結論と判断理由

【結論】

教諭 A の弁明によると、アンケートの出典の記載漏れや図や資料の引用の記載漏れは、いずれも指摘を受けて初めて不適切であると認識したとのことであった。本学では附属学校教員を研究倫理教育の対象としておらず、教諭 A も本学着任以降、研究倫理 e ラーニング等の研究倫理教育を受けたことは無く、研究倫理の意識が弱かったと判断される。

しかしながら、本学の教員として社会へ発信する以上、社会的責任を負っており、説明責任が果たせるよう、自身で相応の注意を払って論文を作成することが必要であり、教諭 A の行為に不注意な点があったことは明らかである。

以上のことから、研究不正行為（盗用）があったと認定した。

ただし、他者の結果を自身のものであると表現したり、結果を捏造したりするような研究不正とは異なり、本件においては、仮に引用や出典が正しく記載されていれば、適正な論文、適正な実施報告書となっていたと考えられるものである。

【自己剽窃に関する見解】

自己剽窃に関する告発が不正事由として認定に至らなかった理由については、以下のとおりである。

論文 A が論文 B の内容を自己剽窃しているのではないかと、との告発に関しては、発表時期はそれぞれ論文 A が 2017 年、論文 B が 2018 年であり、発表時期の前後関係が逆となっていることから、自己剽窃には該当しないことを調査委員会として確認した。加えて、論文 B が論文 A の内容を自己剽窃しているという不正行為存在の可能性についても検討したが、論文 B ではデータの新たな分析を行っており論文 A の引用には留まっていないこと、及び、論

文 B は公益財団法人の助成金による研究活動の成果報告であり、研究論文ではなく報告書と位置付けるのが適当であること、この 2 点を踏まえ、自己剽窃に関しては不正の認定には至らないことを確認した。

発生要因

本学では、附属学校教員のうち科学研究費助成事業の奨励研究を行う者のみ、研究倫理教育の受講対象者としていた。このため、教諭 A は本学着任以降、研究倫理 e ラーニング等の研究倫理教育を受けたことはなかった。

教諭 A の弁明によると、自身が授業を行う際に、様々な素材を教材として使用することが多々ある中で、学校内の授業使用で許容される他者著作物の利用方法に慣れ、出版物での引用についての意識が弱くなっていたとのことであった。また教諭 A は、自身の教育実践の報告として、参考となる情報を出来るだけオープンに見せていきたいという姿勢を持っており、そのことが必要を超えた引用、複製を生んでしまったとも言える。

また、論文 A を掲載した本学附属学校発行の出版物については、明らかに他の著作物からの複製と判る資料さえ、編集上の確認なしに掲載されており、発行者が適正に責任を果たしていたかは疑問である。編集者等が著者を支える体制が脆弱であったことも指摘しておく必要がある。

本件は、社会通念上当然要求される注意義務を教諭 A が怠ったことにより発生したが、その背景には以上のような教諭 A を取り巻く状況も要因である。教育実践研究の成果を論文として社会に公表する以上、個人の問題と捉えるのではなく、附属学校教員への研究倫理教育の強化が必要であり、教育を主たる業務とする附属学校教員に対しても、職務の特性に十分に配慮するとともに、他の国立大学附属学校の状況等も踏まえた研究倫理教育の制度設計の早期整備が必要である。

本学がこれまで行った措置の内容

学長から教諭 A に対し、令和 4 年 11 月 2 日付で当該論文の訂正等の勧告を行った。

再発防止策

- ・附属学校教育局において、研究倫理教育責任者を設置し、附属学校の教員の職務の特性を十分に踏まえた研究倫理教育を実施する。
- ・附属学校が出版し社会に公表する紀要や論集等の出版物について、編集体制の見直しを行う。